

## 鎌倉市介護保険保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市介護保険条例（平成12年2月条例第31号。以下「条例」という。）第12条に規定する保険料の徴収猶予及び条例第13条に規定する保険料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

### (徴収猶予の事由)

第2条 条例第12条第5号の公益上特に必要があると認めるときとは、同条第2号から第4号までに規定する事由以外の事由により、第1号被保険者の属する世帯が生活困窮である場合（当該第1号被保険者が生活保護受給者である場合を除く。）とする。

### (減免の事由)

第3条 前条の規定は、保険料の減免について準用する。

### (対象保険料)

第4条 徴収猶予又は減免の対象となる保険料は、当該年度保険料のうち、申請のあった日以降の納期に係る保険料とし、既に納付した保険料については対象にしない。

2 条例第12条第1号又は第13条第1項第1号に規定する災害による場合は、前項の規定にかかわらず、事由の発生した日の属する納期に係る保険料から徴収猶予又は減免の対象とする。

3 特別徴収により納付された保険料は、第1項の規定にかかわらず、申請のあった日の属する納期に係る保険料から徴収猶予又は減免の対象とする。

4 申請日以降に口座振替により納付された保険料は、第1項の規定にかかわらず、申請のあった日の属する納期に係る保険料から徴収猶予又は減免の対象とする。

### (減免基準等)

第5条 保険料を減免する場合の減免の基準、減免率及び減免期間は、別表のとおりとする。

### (申請)

第6条 保険料の徴収猶予又は減免を受けようとする者は、介護保険料徴収猶予申請書（第1号様式）又は介護保険料減免申請書（第2号様式）に徴収猶予又は減免を受けようとする事由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

### (承認等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにこれを審査し、介護保険料徴収猶予決定通知書（第3号様式）又は介護保険料減免決定通知書（第4号様式）により15日以内に申請をした者に通知するものとする。

### (徴収猶予の取消し)

第8条 市長は、保険料の徴収猶予を受けた者（以下「徴収猶予決定者」という。）

が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした保険料の全部又は一部について、その徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収する。

- (1) 虚偽の申請により徴収猶予の承認を受けたとき。
  - (2) 徴収猶予の認められた期限が到来するまでに当該保険料の全部又は一部を納付しないとき。
  - (3) 徴収猶予決定者が徴収猶予の事由に該当しなくなったことにより、徴収猶予をすることが不相当であると認められるとき。
- 2 前項の場合において、市長は、緊急の必要がある場合を除き、あらかじめ当該徴収猶予決定者の弁明を聴くものとする。ただし、その者が正当な理由がなく弁明しない場合においては、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の規定により徴収猶予の取り消しをしたときは、保険料徴収猶予等取消し通知書（第5号様式）により当該徴収猶予決定者に通知するものとする。
- (減免の取消し)

第9条 市長は、保険料の減免を受けた者（以下「減免決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、その承認の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により保険料の減免の承認を受けたとき。
- (2) 減免決定者が減免の事由に該当しなくなったことにより保険料を減免することが不相当と認められるとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、保険料の減免の取消しについて準用する。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、保険料の徴収猶予及び減免について必要な事項は、別に定める。

#### 付 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。